

住民税均等割のみ課税世帯(10万円給付)・低所得の子育て世帯(5万円給付)の皆さんへ

価格高騰支援給付金を支給します

住民税均等割のみ課税世帯に対し、価格高騰支援給付金として、1世帯あたり10万円を支給します。また、住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人につき5万円を加算して給付します。

【問い合わせ】地域福祉課価格高騰支援給付金担当(☎212-8822)

給付対象

【①住民税均等割のみ課税世帯】

基準日(令和5年12月1日)において、東海村に住民登録があり、**令和5年度の住民税均等割のみ課税者または、住民税均等割のみ課税者および住民税非課税者**で構成されている世帯 ※▽世帯全員が住民税均等割のみ課税であっても、他世帯の被扶養者のみで形成される世帯は対象となりません。▽世帯内容に変更があった場合等は別途申請が必要です。

【②低所得の子育て世帯】

基準日(令和5年12月1日)において、**住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯**のうち、18歳以下の児童がいる世帯 ※世帯に扶養されている児童が対象です。

▽令和5年1月2日以降に村内に転入した世帯員がいる場合… **申請が必要**です。村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類(令和5年1月1日時点でお住まいだった市町村が発行した課税証明書等)を添えて、郵送またはお越しの上、ご提出ください。※▽村から確認書は送付されませんのでご注意ください。▽給付金の種類によって支給手続き等が異なる場合がありますので、詳細は村公式ホームページ(右の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。



【②低所得の子育て世帯】

低所得の子育て世帯の加算金は、**原則手続き不要**です。住民税非課税世帯または、住民税均等割のみ課税世帯への給付金と同じ口座に支給します。

給付額

- ① 1世帯につき10万円
- ② 児童1人につき5万円を加算

申請方法等

【①住民税均等割のみ課税世帯】

▽令和5年1月1日以前から世帯の全員が村内にお住まいの場合… 3月中旬に、村から対象世帯へ確認書を送付します。必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**同封の返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してご提出ください。**

支給時期

3月下旬以降、順次支給します(村に書類が到着してから約3週間程度)。

申請期限

令和6年6月30日(日)(当日消印有効)※期限を過ぎると給付を受けられませんので、ご注意ください。

申請書提出先

地域福祉課価格高騰支援給付金担当(〒319-1192 東海3-7-1 役場行政棟4階)※**確認書による手続きの方は、郵送でのご提出にご協力をお願いします。**



価格高騰支援給付金の『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意ください!

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。